

# 新型コロナウイルス感染防止に向けた福井大学の行動指針

令和5年3月2日

新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

(令和5年5月8日一部改訂)

本学学生・教職員のみなさんには、新型コロナウイルス感染防止のため、自分が感染しないこと、他人を感染させないことを念頭に、以下のことをお願いします。

## 1. 基本方針

### (1) マスクの着用

- ・令和5年3月13日から、大学構内におけるマスクの着脱については、国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に沿って、着脱は個人の判断に委ねることとするが、部局等の特性や実情に合わせ、感染防止対策としてマスクの着用が効果的であると部局長等が判断した場合は、学生及び教職員へ説明した上で、着用を指示することとする。

### (2) 3密の回避及び換気

- ・換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を回避
- ・室内での活動は、定期的な換気を実施

### (3) 手指衛生

## 2. 具体策

- 罹患者の場合は、登学・出勤をしないこと。
  - 発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、登学・出勤を控え、まずは、かかりつけ医や最寄りの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や受診先に迷う場合は、福井県の相談窓口「新型コロナ総合センター」(TEL 0570-051-280)に相談する(県外では、在住の相談窓口に相談)。
  - 令和5年度前期の授業実施方針については、換気の励行などの感染対策をとった上で、原則、面接授業とする。なお、高い教育効果が見込まれる場合や、授業の特性によっては、遠隔授業(オンデマンド型、面接授業との併用含む)も可とするが、各学部等において教育効果等を十分に検証し、部局長の判断により実施することとする。
- また、授業におけるマスクの着脱については、1. 基本方針(1) マスクの着用のとおりとする。

- 生協食堂の利用は、①食堂入口での手洗い又はアルコール消毒、②黙食、③食事後の速やかな退出、併せて生協の指示に従う。また、生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、研究室等で弁当を食すなど、食事場所や利用時間の分散に協力する。
- 課外活動は、キャンパスの特性や感染拡大の状況等によりキャンパス毎に決定する。また、顧問教員等は活動状況等に留意する。
- 3密を回避するなど感染拡大防止対策を講じること。
- 出張等は、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に把握し、特に、海外渡航の場合には所定の手続きを行い、かつ、外務省の海外安全情報に従って注意深く対応する。
- 常に人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避けるなど、本学構成員として節度と責任のある行動をとるように心がける。

### 3. その他

- 本行動指針は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更された時など適宜見直すこととする。
- 新型コロナウイルス感染防止に向けた学生の行動指針及び同職員の行動指針については、廃止する。

#### 【問合せ・連絡先】

総務部総務課総務担当

TEL : 0776-27-8936

E-mail : s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp

## 新型コロナウイルス感染防止に向けた福井大学の行動指針

令和 5 年 3 月 2 日

新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

(令和 5 年 5 月 8 日一部改訂)

本学学生・教職員のみなさんには、新型コロナウイルス感染防止のため、自分が感染しないこと、他人を感染させないことを念頭に、以下のことをお願いします。

### 1. 基本方針

#### (1) マスクの着用

- ・令和 5 年 3 月 13 日から、大学構内におけるマスクの着脱については、国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に沿って、着脱は個人の判断に委ねることとするが、部局等の特性や実情に合わせ、感染防止対策としてマスクの着用が効果的であると部局長等が判断した場合は、学生及び教職員へ説明した上で、着用を指示することとする。

#### (2) 3 密の回避及び換気

- ・換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面を回避
- ・室内での活動は、定期的な換気を実施

#### (3) 手指衛生

### 2. 具体策

○罹患患者 ~~及び濃厚接触者~~ の場合は、登学・出勤をしないこと ~~（5 月 8 日以降、変更予定）~~。

○発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる場合は、登学・出勤を控え、まずは、かかりつけ医や最寄りの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医を持たない場合や受診先に迷う場合は、福井県の相談窓口「新型コロナ総合センター」（TEL 0570-051-280）に相談する（県外では、在住の相談窓口に相談）。

○令和 5 年度前期の授業実施方針については、換気の励行などの感染対策をとった上で、原則、面接授業とする。なお、高い教育効果が見込まれる場合や、授業の特性によっては、遠隔授業（オンデマンド型、面接授業との併用含む）も可とするが、各学部等において教育効果等を十分に検証し、部局長の判断により実施することとする。

また、授業におけるマスクの着脱については、1. 基本方針（1）マスクの着

用のとおりとする。

○生協食堂の利用は、①食堂入口での手洗い又はアルコール消毒、②黙食、③食事後の速やかな退出、併せて生協の指示に従う。また、生協食堂・売店における昼食時の混雑を回避するため、研究室等で弁当を食すなど、食事場所や利用時間の分散に協力する。

○課外活動は、キャンパスの特性や感染拡大の状況等によりキャンパス毎に決定する。また、顧問教員等は活動状況等に留意する。

~~○教職員が罹患者及び濃厚接触者になった場合には、「新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応」(eOffice「お知らせ」に掲載)により、所属長等へ連絡すること。~~

○3密を回避するなど感染拡大防止対策を講じること。

○出張等は、訪問先の感染状況や感染防止対策を十分に把握し、特に、海外渡航の場合には所定の手続きを行い、かつ、外務省の海外安全情報に従って注意深く対応する。

~~○部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を実施することができる。また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、自宅待機させることとする。~~

○常に人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは避けるなど、本学構成員として節度と責任のある行動をとるように心がける。

### 3. その他

○本行動指針は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更された時など適宜見直すこととする。

○新型コロナウイルス感染防止に向けた学生の行動指針及び同職員の行動指針については、廃止する。

#### 【問合せ・連絡先】

総務部総務課総務担当

TEL : 0776-27-8936

E-mail : s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp